

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（総合価格落札方式）を公告します。

2026年5月22日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

- 業務名称：2026年度-2027年度円借款事業に係る調達関連一次
チェック外部業務委託（ロットB）
- 競争に付する事項：入札説明書第1入札手続1. のとおり
- 競争参加資格：入札説明書第1入札手続6. のとおり
- 契約条項：入札説明書第5契約書（案）のとおり。
- 開札日時及び場所：入札説明書のとおり。
- 電子入札による入札執行：本業務の入札は電子入札システムで実施します。詳細については入札説明書をご覧ください。
- その他：入札説明書のとおり。

以上

入札説明書

【電子入札システム対象案件 / 総合評価落札方式】

業務名称： 2026年度-2027年度円借款事業に係る調達関連一次
チェック外部業務委託（ロットB）

調達管理番号： 26a00120

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）

2026/5/22
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

【入札説明書の改訂（2024年10月）】

第1の5.（2）において、「3）人的関係 b）役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv.に追記しました。

第1の5.（5）において、d）（共同企業体構成員の提出書類）に変更（資本関係又は人的関係に関する申告書を追加）を行いました。また2024年4月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに変更していますのでご注意ください。

第1 入札手続

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称 : 2026年度-2027年度円借款事業に係る調達関連一次チェック外部業務委託 (
- (2) 選定方式 : 一般競争入札 (総合評価落札方式)
- (3) 業務内容 : 「第2 業務仕様書 (案)」のとおり
- (4) 業務履行期間 (予定) : 2026年7月下旬 から 2028/4/30

2. 手続き全般に係る事項

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部契約推進第三課

電子メール宛先 : e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

※メール送信後、送信アドレスに受信完了メールが届きます。

※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

(2) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

入札説明書 該当箇所	提出期限、該当期間		授受方法	メール件名
5. 入札説明書に対する質問提出	公告日 2026/6/2(火)	から 正午まで	メール	【質問】 (調達管理番号) _ (法人名) _入札説明書
5. 質問に対する機構からの回答	2026/6/10(水)	16時以降	—	—
7. 競争参加資格確認申請書 9. 技術提案書提出	2026/6/24(水)	正午まで	メール	【提出】 (調達管理番号) _ (法人名) _競争参加資格確認 申請書・技術提案書
10. 入札書提出	質問回答翌日 2026/6/24(水)	から 正午まで	電子入札 システム	—
11. 技術提案書のプレゼンテーション開催日	2026/6/30(火)	午前	—	—
12. 技術提案書の評価結果の通知	2026/7/3(金)	まで	メール	—
14. 入札執行 (入札会) の日時	2026/7/7(火)	15:00	電子入札 システム	—

3. 入札説明書資料の交付・閲覧

該当なし

4. 業務内容説明会

該当なし

5. 入札説明書に対する質問及び回答

入札説明書（業務仕様書（案）の内容等、契約書（案）の文言確認）に対する質問がある場合は、質問書に記入のうえ、電子データ（EXCEL形式）での提出をお願いいたします。公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしておりますのでご了承ください。

（1）質問方法

- 1) 質問提出期限 : 2. (2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書
- 3) 提出先 : 2. (1) 記載の電子メール宛先
- 4) 必要書類 : 「質問書」19. 様式参照

（2）質問への回答

提出期限までに提出いただいた質問及び回答については、以下のサイト上に掲示します。

なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ→「JICAについて」より「調達情報」→「公告・公示情報」→
「物品の調達・役務の提供等」

<https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2026.html>

（3）留意事項

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

6. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係

企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を定めます。

1) 全省庁統一資格

令和07・08・09年度全省庁統一資格で、「役務の提供等」の資格を有すること。（等級は問わない）

2) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

a) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事

v その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合：組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的として当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

3) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

4) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

5) 秘密情報の取扱い

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証（親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。）されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。

※弊機構内の内部規程に拠り、「厳格な情報保全の必要がある契約」と定義しています。

6) 情報セキュリティに関する認証（翻訳ツール(クラウドサービス)の利用を想定する場合に限る) 競争参加者が、本業務において翻訳ツール（クラウドサービス）の利用を提案する場合は、以下のいずれかを満たすこと。

- ・ 利用を想定するクラウドサービスが「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されていること。
- または
- ・ 利用を想定するクラウドサービス事業者(GSP)がISO27001/ISMSを有すること。

※翻訳ツールを利用しない場合、本要件は適用しない

(3) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（16. 様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

(4) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可

能です。

(5) 利益相反の排除

「情報セキュリティ・個人情報保護支援業務」（調達管理番号：23a00899）の受注者（株式会社ラック）及び同受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は本競争に参加できません。

委託先およびその関連会社（親会社を含む）は、本業務委託の契約締結後、対象ロット業務対象国（2.業務の内容の業務想定対象地域 参照）の円借款事業において、「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン」の定める利益相反を有してはならない。

委託先およびその関連会社（親会社含む）は、本業務委託の契約満了後も、本業務委託で関与した契約の選定手続きに参加してはならない。また、自社の職員を選定手続きに参加する企業ないし機関に貸与もしくは一時的に派遣し、当該契約に係る何らかの業務を行わせてはならない。

7. 競争参加資格提出書類

(1) 提出方法

- 1) 提出期限 : 2.(2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加資格確認申請書・技術提案書
- 3) 提出先 : 2.(1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類 : 7.(2) の書類を提出してください。
- 5) 留意点 : 技術提案書も同時に提出してください。

(2) 提出書類

提出書類	様式
① 競争参加資格確認申請書	19. 様式参照
② 全省庁統一資格審査結果通知書（写） （資格は提出期限（参加申込期限）時点で有効であること）	
③ 資本関係又は人的関係に関する申告書 （該当なしの場合も提出は必須です。）	19. 様式参照
④ 財務諸表 決算が確定した過去3会計年度分の財務三表 （不足がある場合は、その理由を书面記載し提出してください。）	
⑤ 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則（本文含む）	
⑥ 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図 競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又	

は契約（名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。）関係図とします。	
⑦ 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率	
⑧ 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴	
⑨ 情報セキュリティに関する資格・認証（取得している場合）	
⑩ 共同企業体を結成するとき ・ 共同企業体結成届 ・ 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記①～⑨） ※共同企業体代表者がまとめて提出してください。	19. 様式参照
⑪ ⑥及び⑦に関連し、発行済株式の33.4%（1/3）以上を単独で保有する法人がいる場合 当該法人に関する④～⑨を提出すること。なお、当該法人についても発行済株式の33.4%（1/3）以上を単独で保有する法人がいる場合は、上記基準に従い、同様の報告を行うこと。これは発行済株式の33.4%（1/3）以上を単独で保有する法人に対する報告を繰り返し適用する。また、当該資本関係にある法人との間の情報共有ルールについても⑤を含めて提出すること。	
⑫ いずれかを満たす書類 ※翻訳ツール（クラウドサービス）を利用する提案を行う場合 ・ 利用を想定するクラウドサービスが「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されていること ・ 利用を想定するクラウドサービス事業者がISO27001/ISMSを有すること ※ISO27001/ISMS認証に係る証明書類については、クラウドサービス事業者（CSP）が発行する証明書の写しに限らず、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等の認定機関が公表する登録情報で、組織名称、登録範囲、有効期限等が確認できるものをもって代替できる。 ※一方、CSPのウェブサイト上の「お知らせ」等に掲載されている情報や、認証機関等が公表する情報であっても、上記必要事項（組織名称、登録範囲、有効期限等）が確認できないものは、証憑としては認めないものとし、当該情報のみをもって資格要件を満たすものとは認めない。 ※翻訳ツールを利用しない場合は提出不要	

（3）留意事項

上記提出書類が未提出または不備があっても、弊機構から提出書類の依頼や書類不備の連絡はおこないませんので、提出書類は十分確認してください。

（4）追加資料提出の指示

競争参加資格要件、特に、「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を明示して、追加資料の提出を求めることがあります。提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないことがあります。

また、「主要な業務従事者が秘密情報を取り扱うにふさわしい者」であるかの判断について、技術提案書が提出された後に、業務従事者にかかる追加資料の提出を求める場合があります。

- (5) 契約締結後には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(最新版)及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」(別添1)を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」(別添2)にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行ってください。

(※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。)

政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しおよび別添資料について、詳細は以下をご確認ください。

<https://www.iica.go.jp/about/announce/information/common/2024/20250210.html>

8. 競争参加資格確認の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

9. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

- 1) 提出期限 : 2. (2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加資格確認申請書・技術提案書
- 3) 提出先 : 2. (1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類 : 第3 技術提案書の作成要領に従ってください。
- 5) 留意点 : 競争参加資格提出書類と同時に提出してください。
※ 可能な限り1つのPDFファイルにまとめてください。
※ プレゼンテーションがある場合はその資料を含む。技術提案書をプレゼンテーション資料として使用することも可です。

(2) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、19. (3) 書類の押印省略を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加書類の参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

(3) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。

- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

10. 入札書の提出

電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。

(1) 提出方法

- 1) 入札書締切 : 2.(2) 日程参照
- 2) 提出先 : 電子入札システム

(2) 電子入札システム

- 1) JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となります。
初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

<https://www.iica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>

① 認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

認証局によりますが、**ICカードの発効には2~4週間かかります。**

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。

https://www.iica.go.jp/Resource/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/registration_manual.pdf

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。
登録には、7~10営業日かかります。

<https://www.iica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

③ 電子入札システム操作手順は「操作マニュアル6ページ」を参照ください。

https://www.iica.go.jp/about/announce/notice/icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

- 2) 電子入札システム上、本案件は「**工事、コンサル**」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。
- 3) 総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」（3桁の半角数字）を必ず入力してください。
- 4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた**税抜き価格**としてください。

(3) その他

- 1) 一旦提出された札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 入札保証金は免除します。

11. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

- (1) 技術提案書のご提出後、提出全社に対して、技術提案内容に関するプレゼンテーションをMicrosoft Teams会議を用いたオンラインで実施します。

- 1) 日時 : 2.(2) 日程参照
- 2) 実施方法 : 参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は10分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、25分程度とします。

- ※ 参加者数による変更があり得ますので、予めご了承ください。
- ※ プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。

12. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を評価した者に対し、評価結果の合否をメールで通知します。

通知期限までに結果が通知されない場合は、お問い合わせ下さい。

「8. 競争参加資格確認の通知」で競争参加資格無しの連絡があった技術提案書の評価は行いません。

13. 辞退の届出

競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

(1) 提出方法

- 1) メール件名 : 【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_案件名
- 2) 提出先 : 2.(1)記載の電子メール宛先

(2) 留意事項

- 1) 上記の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 2) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

14. 入札執行

(1) 入札方法等

1) 入札方法

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。

2) 入札会の手順

① 開札

日 時 : 2.(2)日程参照

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

② 再入札及び不落随意契約交渉

- a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(2) 再入札

電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるように予めご準備ください。

なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争参加資格無しの者、技術提案書の評価結果が不合格であった者
- 2) 明らかに連合によると認められる入札
- 3) 条件が付されている入札
- 4) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は300点満点とし、
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ
技術点200点、価格点100点 とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%以上
当該項目については、一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	80%未満 60%以上

当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	60%未満 40%以上
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%未満

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100 \text{点})$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

4) 不合格

技術評価点が60%、つまり

200点満点中 120点（「基準点」という。）

を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合、12. 技術提案書の評価結果の通知に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を電子入札システム上で落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

利用を想定するクラウドサービスが「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されていない場合、落札者は、落札決定の通知を受領後速やかに「ISMAP管理基準対応リスト」様式を提出してください。

(5) 抽選

予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、9. (2) 技術提案書の無効 に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、14. (5) 入札書の無効 に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

16. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 契約書附属書Ⅱ「**単価表**」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - ② 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - ④ 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提

案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。

- (4) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば2.(1)選定手続き窓口までご連絡ください。
- (6) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勸奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/_icsFiles/afiedfile/2025/09/18/20250918.pdf

19. 様式

- (1) 入札手続に関する様式
 - 1) 機密保持誓約書
 - 2) 質問書
 - 3) 競争参加資格確認申請書
 - 4) 資本的關係又は人的關係に関する申告書
 - 5) 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
 - 6) 委任状
- (2) 技術提案書作成に関する様式
 - 1) 技術提案書表紙
 - 2) 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「国内向け物品・役務の調達 様式」よりダウンロードできます。

(URL:https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

(3) 書類の押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人又は責任者にccを入れて送付してください。

本件の問い合わせは、記録保持と正確な対応のため、原則として電子メールでお願いします。

メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp 電話番号：03-5226-6609

電子入札システムに関する技術的質問は回答できません。必ずヘルプデスクへお問い合わせください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afiedfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

第2 業務仕様書（案）

本業務仕様書（案）に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 I として添付される業務仕様書からは削除されます。

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2026年度～2027年度円借款事業に係る調達関連一次チェック外部業務委託（ロット B）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

開発途上国政府等に供与する円借款事業における調達手続きに関して、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、『円借款事業のための調達ガイドライン』（以下「調達ガイドライン」という。）および『円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン』（以下「コンサルタントガイドライン」という。）を定め、同ガイドラインに従った調達手続きを借入人に求めている。¹

円借款事業における調達の責任は、全面的に借入人にある。しかしながら、JICA は、借入人が円借款事業における個々の借款契約（以下「L/A」という。）に基づいて行う調達に関する手続き・書類・決定事項を確認（Review）する権利を有し、調達手続きごとに借入人から調達手続きの確認・同意（Concurrence）申請を提出させ、事前に合意された手続きどおり適正な調達手続きが行われているかを確認している。

JICA による確認・同意の対象となる調達手続きは、個々の L/A において規定される。一般的には、下記 4.（2）記載の資機材・土木工事等（以下「本体」という。）の調達およびコンサルタントの雇用の調達手続きが、JICA による確認・同意の対象となる。

2. 業務の目的

JICA は、円借款事業において、各国の実情に応じたきめ細かな業務を、限られた人員で実施している。そこで、開発援助の一層の効果発現を図るために、定型化が可能な業務は外部に業務委託を行い、効率的な業務遂行体制を築くことが必要となっている。

本業務委託は、L/A に基づき JICA が行っている円借款事業に係る調達手続きのうち、調達関連書類が調達ガイドライン・コンサルタントガイドライン・標準入札書類等に沿っているかという基本的な準拠性の確認作業（以下「一次チェック」という。）を外部に委託するものである。これらの作業を外部委託することにより、JICA における調達監理業務の整合性および質の向上を図り、より効率的な業務遂行体制を築くことを目

¹ 調達ガイドラインおよびコンサルタントガイドラインは、JICA と借入人との間で締結する円借款契約の一部を構成するものである。借入人は、L/A において事前に合意した調達手続き（上記ガイドラインを含む）に基づき、円借款事業の調達を行わなければならない。

的としている。

3. 履行期間

2026年7月27日～2028年4月30日（約21か月）

4. 業務の内容

(1) 本ロットの業務想定対象地域

業務想定対象地域・想定対象国

	地域	国名
ロットB	南アジア	インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、ブータン、モルディブ
	中南米	ブラジル、ジャマイカ、ニカラグア、コスタリカ、エル・サルバドル、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、パナマ、エクアドル、ドミニカ共和国
	アフリカ	ケニア、モザンビーク、ウガンダ、モーリシャス、ザンビア、ボツワナ、ガーナ、タンザニア、ナイジェリア、エチオピア、ルワンダ、南アフリカ、セネガル、アンゴラ、カーボベルデ、コートジボワール、マダガスカル、カメルーン、ブルキナファソ
	中東・欧州	エジプト、イラク、モルドバ、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、ウクライナ、トルコ、ルーマニア、チュニジア、モロッコ

注) 上記業務想定対象地域・想定対象国における一次チェックが業務委託の対象となる。

(2) 業務委託の対象となる調達手続き

JICAによる確認・同意対象となる調達手続きのうち、以下の14手続きに関する書類の一次チェックを本業務委託の対象とする。

本体 ²	① 事前資格審査 (P/Q) 書類 ② P/Q 評価結果 ③ 入札書類 ④ 資格審査付入札書類 (注1) ⑤ 入札評価結果 (技術評価) ⑥ 入札評価結果 (価格評価) ⑦ 入札評価結果 (一札) (注2) ⑧ 資格審査付入札評価結果 (技術) (注3) ⑨ 資格審査付入札評価結果 (一札) (注4)
-----------------	---

² 本体入札においては通常、一段階二札方式が採用されるが、稀に二段階入札が採用される調達もある。二段階調達に関しては、一段階目の評価を⑤入札評価結果 (技術評価) として確認作業を行い、二段階目の評価を、⑤ 入札評価結果 (技術評価)、⑥ 入札評価結果 (価格評価) もしくは⑦入札評価結果 (一札) として (いずれを適用するか JICA と協議のうえ) 確認作業を行うこととする。

	<p>⑩ 契約</p> <p><注1>④は、③入札書類に①P/Q で記載される資格審査内容が加わった書類である。</p> <p><注2>⑦は、⑤技術評価と⑥価格評価の評価を一つにまとめた評価である。多くの調達では、⑤と⑥の評価は別に行なっている。</p> <p><注3>⑧は、②の資格審査評価と、⑤の技術評価を一つにまとめた評価である。</p> <p><注4>⑨は、②の資格審査評価と、⑦の入札評価（一札）を一つにまとめた評価である。</p>
<p>コンサルタント選定手続き</p>	<p>⑪ プロポーザル招請状 (Request for Proposals) (注5)</p> <p>⑫ プロポーザル評価結果 (注6)</p> <p>⑬ 随意契約 (Single Source Selection) の場合の技術評価 (注7)</p> <p>⑭ 契約</p> <p><注5> 該当案件の審査時に JICA が借入人/実施機関と合意したコンサルタント TOR との整合性も確認する。具体的な確認内容については、落札者と協議のうえ確定する。</p> <p><注6>コンサルタントの選定方法として、技術プロポーザルと価格プロポーザルの総合点で行う QCBS (Quality and Cost-Based Selection) 方式と、技術プロポーザルのみで評価を行う QBS (Quality-Based Selection) がある³。QCBS の場合、技術評価と価格評価が別建てで実施されることから、⑫の作業が2回実施される。</p> <p><注7> 随意契約 (Single Source Selection) の場合の技術評価は、Head of consultant (Project Manager や Team Leader 等の呼称) の評価が RFP のクライテリア通りに行われているかどうかのみを確認する。</p>

(3) 予定委託件数

予定委託件数（2年間）：ロットB 225件

※各手続きの委託見込み件数は積算様式の件数見込を参照。

ただし、上記件数は2026年3月時点での見込みであり、JICAが委託先に対して最低委託件数として保証するものではない。

(4) 業務内容

委託先の業務内容とJICAの役割は、以下のとおり。

<p>委託先の業務内容</p>	<p>① 委託先は、JICAから調達関連書類を受領した後、一次チェック対象となる調達手続きの書類が全て揃っているかを確認する（各手</p>
-----------------	---

³コンサルタントガイドライン第3.02条参照。

	<p>続きにおける一次チェック対象書類については別添 1 を参照)。 確認の結果、JICA から受領した調達関連書類に不備がある場合は、委託先は JICA に速やかに連絡する。</p> <p>② 受領した調達関連書類が準拠しているガイドライン⁴及び標準入札書類、FIDIC 契約約款等に照らし、その準拠性を検討して問題点を抽出する。^{※1}</p> <p>③ 手続き毎に JICA が指定する成果物フォーム (別添 2 を参照) を使用し、受領した調達関連書類の準拠性を検討し、問題点を抽出する。</p> <p>④ 上記③で抽出した問題点について、重要度に応じて以下の区分に従って分類する： III：ガイドラインに反する事項 II：ガイドライン上望ましくなく、入札・評価の過程及び結果に深刻な影響を及ぼし得る事項 I：ガイドライン上望ましくなく、入札・評価の過程及び結果に一定程度の影響を及ぼし得る事項 E：文法・表記の誤植等、修正すべき軽微な事項</p> <p>⑤ 問題点に基づく改善点 (JICA が実施機関と協議すべき内容、JICA が実施機関に対して申し入れるべき改善内容等) を成果物フォームにまとめる。^{※2} 成果物は、一次チェック対象書類の使用言語に関係なく、英語で記載する。</p> <p>⑥ 散見される問題点を定期的にとりまとめ、改善策を年に一度、JICA に提出する (自由形式)。委託先と JICA は必要に応じて協議を行い、委託先は協議結果の議事録を作成する。ただし、JICA と委託先双方が必要と考える場合、上記に限らず協議、調整を行う。</p> <p>⑦ コンサルタント契約に関する一次チェックを行う際、JICA の指定する様式に従って International Expert に係る平均 Billing Rate を記録する。</p> <p>⑧ 調達関連書類の情報から、JICA の指定する様式に従って応札・受注企業情報 (応札価格、企業の国籍名含む。企業名に誤りのないよう実在する企業名であることを確認する) を記録する。</p> <p>⑨ JICA の指定する様式に従って 10 億円以上の規模の契約については案件データ (Dispute Board に係る設置情報等) を記録する。</p> <p>⑩ JICA が調達関連書類の情報に基づく特定の資料の作成を依頼した場合、JICA の指定する様式に従って作成する。但し、同資料は年に 1 度、1 種類を上限とする。</p> <p>⑪ 委託先は、完成した成果物を下記「6. 成果物・業務提出物等」に記載のとおり JICA に提出する。</p> <p>⑫ JICA からの成果物の内容に関する照会に対応する。</p> <p>⑬ JICA の関連部署との連絡調整等の実施監理業務を行う。^{※3}</p>
JICA の役割	<p>① 借入人が提出した調達関連書類を委託先に送付する。</p> <p>② 委託先からの問い合わせに回答する。</p> <p>③ 委託先による検討で指摘された問題点および提案された改善点を踏まえ調達監理業務のより適切な実施について検討する。</p>

⁴ 適用されるガイドラインのバージョン (2009 年、2012 年、2023 年) については、調達関連書類と共に在外事務所もしくは地域部から提出される指定のフォーマットから確認ができる。

※¹ 業務委託期間中に現行のガイドラインおよび標準入札書類を変更することがあり得る。また、借入人が作成する調達関連書類は、原則 JICA が作成した標準入札書類を基に作成されているが、標準入札書類以外の国際的に認知されている標準的な契約条件書が使用されることがある。

なお、各書類の確認の際に、米国財務省外国資産管理室 (OFAC) が実施する規制の対象となっているイラン等の企業・コンサルタントが応札、プロポーザル提出していることが確認された場合も、その旨を明記⁵すること。

さらに、各種評価及び契約の一次チェック業務において、P/Q⁶、入札書類、プロポーザル招請状に「国際開発金融機関による受注資格停止共同措置 (Cross debarment)」が適用されている場合、応札乃至は契約企業、コンサルタントが左記受注資格停止措置の有無を世界銀行のサイト⁷のリストから確認し、指摘をすること。

※² 改善点については、インフラ技術業務部調達監理課より具体的内容についての依頼の可能性あり。

※³ 本業務委託は、JICA において円借款調達関連業務を担当する部署 (地域部、在外事務所) が複数にわたることから、委託先の業務内容には、一次チェック業務についての全般的な作業監理や、JICA の関連部署との連絡調整等の実施監理業務 (以下①～③) も含まれる。

① 調達関連書類および成果物の授受を行う。地域部、在外事務所及びインフラ技術業務部調達監理課との調達関連書類・成果物の授受は、インフラ技術業務部調達監理課が指定する電子ファイル送受信機能を通じて行う。

② 調達関連書類について、インフラ技術業務部調達監理課・在外事務所・地域部と必要に応じて連絡調整を行う。

③ JICA の見解を要する事項 (ガイドライン等の解釈が不明な場合等) について、JICA (主として、インフラ技術業務部調達監理課) との連絡調整を行う。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 情報管理

委託先は、本業務委託において、円借款事業の調達手続きに係る公示前または落札前の非公開情報を取扱う。これらの情報の漏洩は、競争入札の意義を損ねる重大な行為であることから、委託先は、本業務委託を通じて知り得る情報の管理には最大限の注意を払わなければならない。

⁵ OFAC が、外交政策等の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体等に対して講じる取引禁止等の措置の対象となり、円借款からのドル送金が停止されるリスクがあるため。

⁶ 参考例：標準入札書類 (P/Q), Section I. Instruction to Applicants 3.1 (C) 及び Section II. Prequalification Data Sheet 3.1 (C)。他の標準入札書類も同じ内容の条項を記載。

⁷ 確認サイト：世界銀行 (World Bank Listing of Ineligible Firms & Individuals) www.worldbank.org/debarr

(2) 利益相反

委託先およびその関連会社（親会社を含む）⁸は、本業務委託の契約締結後、本ロット業務対象国（4. 業務の内容(1)本ロットの業務想定対象地域 参照）の円借款事業において、「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン」の定める利益相反を有してはならない。

委託先およびその関連会社（親会社含む）は、本業務委託の契約満了後も、本業務委託で関与した契約の選定手続きに参加してはならない。また、自社の職員を選定手続きに参加する企業ないし機関に貸与もしくは一時的に派遣し、当該契約に係る何らかの業務を行わせてはならない。

関心表明者、契約交渉に招請された者、あるいは委託先が、上記規定のいずれかに違反していることが明らかになった場合、JICA が定めるところにより、各者は JICA が発注する契約から一定期間除外され、また一定期間 JICA が発注する契約を受注できない。

上記契約履行中にこの規定に違反した者は、その違反が明らかになった時点で、本業務委託を解除されることがある。

上記契約満了後にこの規定に違反した委託先は、違反が明らかになった時点で、当該選定手続から辞退するために必要な措置を速やかに講じ、既に受注している場合は対応を別途協議する。

(3) 再委託及び翻訳ツールにかかる JICA の事前承認

委託先は下記 7. (1)において仏語・西語の調達関連書類で翻訳会社に翻訳を再委託する場合、事前に発注者に再委託にかかる承認を得る必要がある。

また委託先が翻訳ツールとしてクラウドサービスを活用する場合、**別添 3**「利用するクラウドサービスに係る要件」を参照すること⁹。翻訳ツールとして、DeepL 翻訳有償版を活用する場合、当機構で既に承認実績があるため、承認を得るにあたっての懸念はない。秘密情報を取り扱うため情報保全の観点から発注者の適合性にかかる確認を受け、その結果に基づき発注者の事前承認を得ること。情報保全上の要件に適合しないと発注者が判断する場合、承認を得られない可能性がある。

業務実施に必要な語学力（西語・仏語）を有する業務従事者の配置に高い評価を与える。また翻訳ツールの活用及び翻訳会社への再委託の場合、効果的な翻訳にかかる実施体制がとられているか評価する。

なお、再委託もしくは翻訳ツールの活用は業務従事者の配置が難しい場合の代替案の

⁸ 関連会社とは、発行済株式総額又は出資総額の 20%以上を保有している場合、子会社とは、50%を以上保有している場合を指すと解する。

⁹ なお委託先が翻訳ツールを活用しない場合、契約書（案）の別添 1 に基づく情報セキュリティ対策が講じられていること。

ため、翻訳ツール活用の提案の場合において、適合性の確認の結果、発注者による承認が得られない場合、委託先は翻訳会社への再委託により履行するものとする（これに伴う単価の変更および追加精算は行わない）。

(4) 配布資料

下記サイトに掲載されている以下の資料を参考に技術提案書を作成する：

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/

- ① 円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインハンドブック（2009年、2012年、2023年）（和）（英）
- ② 円借款事業に係るすべての標準入札書類（Consultants、P/Q、Works、Plant、Design Build、Small Works、Goods）
- ③ 円借款事業における評価手順ガイド（英）
- ④ 片務的契約条件チェックリスト（和）（英）

6. 成果物・業務提出物等

(1) 作成および提出手順

委託先は、4.（4）業務内容毎に JICA が定める成果物フォームを使用して成果物を JICA へ提出する。成果物のフォーム・内容については、必要に応じて改善を行うため、業務委託期間中に変更することがあり得る。

4.（4）業務内容	成果物	提出時期	提出方法
①～⑤（調達関連資料の問題点・改善点）	手続き毎に JICA が指定するフォーム（別添 2 参照）	下記（2）に記載のとおり	電子メールもしくは上述のインフラ技術業務部調達監理課が指定する電子ファイル送受信機能
⑥（問題点及び改善策）	自由形式	年に1度、委託先及び JICA で相談	
⑦（Billing Rate）	JICA の指定する様式	年に1度、年度末の2月末～3月上旬	
⑧（応札・受注企業）	JICA の指定する様式	年に1度、3月末	
⑨（案件データ（Dispute Board 等））	JICA の指定する様式	年に1度、3月末	
⑩（特定の資料）	JICA の指定する様式	年に1度、委託先及び JICA で相談	

(2) 作業日数

調達手続き毎に定める所定日数は、以下のとおり。委託先は、所定日数内（JICA と委託先とが調達関連書類を授受した翌日を、所定日数計算の起算日とする）に成果物を完成させ、JICA に提出しなければならない。なお、関連書類の当日の授受は 16 時（日本

時間) までとし、それ以降の授受は翌日起算となる。

所定日数内に提出することができない場合は、委託先は JICA に速やかに理由を連絡し、JICA の了解を得なければならない。

	調達手続き	所定日数
本体	① 事前資格審査 (P/Q) 書類	3 営業日
	② P/Q 評価結果	3 営業日
	③ 入札書類	6 営業日
	④ P/Q 付入札書類	7 営業日
	⑤ 入札評価結果 (技術評価)	4 営業日
	⑥ 入札評価結果 (価格評価)	3 営業日
	⑦ 入札評価結果 (一札)	6 営業日
	⑧ 資格審査付入札評価結果 (技術)	5 営業日
	⑨ 資格審査付入札評価結果 (一札)	6 営業日
	⑩ 契約	3 営業日
コンサルタント選定 手続き	⑪ 招請状	4 営業日
	⑫ コンサルタント評価結果	3 営業日
	⑬ 随意契約の場合の技術評価	2 営業日
	⑭ 契約	3 営業日

7. 実施体制

(1) 業務従事者

調達関連書類に使用される言語は、基本的に英語である。したがって、すべての業務従事者に高度の英語力が求められる。(語学レベル目安：英語—実用英語技能検定準1級相当以上)

加えて、本ロットの対象地域・国における調達関連書類で使用される言語は仏語又は西語の可能性もあるため、仏語・西語についても上記英語と同等の高度な語学力を有する業務従事者の配置が望ましい(ただし成果物は英語で作成)。

仏語・西語の語学力を満たせる業務従事者の配置が難しい場合、代替案(調達関連書類の翻訳(翻訳会社への再委託もしくは翻訳ツールの活用)、追加で必要な上記6.(2)の作業日数を提案する(翻訳に際し再委託もしくは翻訳ツールにかかる費用は積算方式の各単価に含めて積算すること)。再委託もしくは翻訳ツール活用に関しては、上記5.(3)に留意する必要がある。

業務従事者の構成は3名以上(業務主任者1名を含む)とする。

(2) 業務主任者

委託先は、業務従事者の中から類似業務¹⁰への従事経験が3年以上ある「業務主任者」を1名任命しなければならない。業務主任者は、日本語または英語で JICA と円滑なコミュニケーションをとれることを条件とし、以下の業務を担当する。

- ② 本業務委託に従事する全業務従事者の業務・成果物の品質維持管理
- ② 調達関連書類の授受から成果物提出までに至る JICA との連絡及び調整

委託先は、業務主任者に任命した者の氏名を技術提案書の中に記載し、本業務委託を受託した場合には、業務主任者としての業務を担わせなければならない。

8. 経費の確定及び支払方法（成果物との関係）

発注者は、受注者が提出する業務完了/部分完了報告書に基づき検査を行い、当該実績数量を確認したうえで、契約金額内訳書に定める金額の範囲内において、同内訳書に定められた単価に基づき、算定した額を確定する。

経費支払いに当たっては以下の要領、留意点を踏まえ積算すること。

- 上記4.(2)の①、②、③、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭の書類の一件当たりの費用を積算すること。
- ④資格審査付入札書類の費用は、①と③の各費用の合算値とする。
- ⑦入札評価（一札）の費用は、⑤と⑥の各費用の合算値とする。
- ⑧資格審査付入札評価結果（技術）の費用は②と⑤の合算値とする。
- ⑨資格審査付入札評価結果（一札）の費用は②と⑦の合算値とする。
- 上記の費用積算以外の費用に関しては支払いを行わない。したがって、委託先は、業務に必要なすべての費用を考慮に入れて上記4.(2)の各手続きの費用を積算する必要がある。

経費支払い原則として四半期に1度、（第一及び第三四半期は翌月第一週目、第二及び第四四半期は JICA 指定日）、委託先は当該期間に JICA へ提出した成果物につき、上述にて請求した手続き毎の単価に実施した件数を乗じた金額を JICA に支払いを請求し、JICA は請求の内容を確認した上で委託先に支払いを行う。なお、請求の際には、以下の点を考慮すること。

- ⑫コンサルタント評価において、コンサルタント選定方式が QCBS 方式の場合、技術評価、価格評価は各々1件分として請求を行う。
- 二段階入札方式¹¹による評価に関しては、一段階目の評価を⑤入札評価結果（技術評価）として費用精算し、二段階目の評価を⑤入札評価結果（技術評価）、⑥入札評価結果（価格評価）もしくは⑦入札評価結果（一札）として（いずれを適

¹⁰ 調達関連か否かに拘らず、JICA や国際機関の監査・検査等。

¹¹ 二段階方式に関しては、調達ガイドライン第2.03条を参照のこと。

用するか予め JICA と協議した結果に従い) 費用請求する。

別添 1 一次チェック対象書類一覧

別添 2 成果物フォーム (①入札書類②評価 (技術及び価格))

別添 3 利用するクラウドサービスに係る要件

一次チェック対象書類

	調達関連書類	1次チェック対象書類（太字）	1次チェック対象書類のうちチェック対象外項目
		太字の書類をチェックするにあたり、参照する書類	
コンサル タント	コンサル タント選 定書類	① RFP (Letter of Invitation 含む) ② Short List ③ Detailed Evaluation Criteria	—
	プロポー ザル評価	① Proposal Evaluation Report (i) RFP (final version) (ii) Addendum if any (iii) Detailed evaluation criteria (final version) (iv) Technical Evaluation Result (final version for review of QCBS Financial Evaluation Result)	—
	随意契約 の場合の プロポー ザル技術 評価 ^(注1)	① Proposal Evaluation Report (Technical) (i) RFP (final version) (ii) Addendum if any (iii) Detailed evaluation criteria (final version)	—
	契約	① Contract(Form ACK を含む) (i) -RFP (final version) (ii) -Proposal Evaluation Report (final version) (iii) Addendum if any (iv) Minutes of Contract Negotiation if any	—
本体	P/Q 書類	① P/Q Document (Invitation for Prequalification 含む)	—
	P/Q 評価	① P/Q Evaluation Report (i) P/Q Document (final version) (ii) Addendum if any	—
	入札書類 及び資格 審査付入 札書類	① Bidding Document (Invitation for Bids 含む) ② JSSS 適用の場合のみ、Work Requirements/Employer's Requirements (除く Drawings) ^(注2)	Bidding Document (JSSS 非適用の場合) -Works Requirements/Employer's Requirements

	入札評価 (技術、価格、二札) P/Q 付入札 評価 (技術、二札もしくは一札)	① Bid Evaluation Report (i) Bidding Document (final version) (ii) Pre-Conference/Pre-Bid Meeting Minutes if any (iii) Addendum if any (iv) Technical Evaluation Result (final version for review of Financial Evaluation Result) (v) JSSS 適用の場合のみ、Work Requirements/Employer's Requirements (除く Drawings)	—
	契約	① Contract (Form ACK 及び Declaration Form (STEP の場合) を含む) (i) Bidding Document (final version) (ii) Pre-Conference/Pre-Bid Meeting Minutes if any (iii) Addendum if any (iv) Bid Evaluation Report (final version for Technical and Financial) (v) Minutes of Contract Negotiation if any	Contract - Specifications - Drawings - Breakdowns of Price Schedule in completed Schedules

注 1 : Head of consultant (Project Manager や Team Leader 等の呼称) の評価が RFP のクライテリア通りに行われているかどうかのみ確認

注 2 : JSSS の観点からのみ Work Requirements/Employer's Requirements (除く Drawings)を確認

略称一覧

RFP	Request for Proposals
P/Q	Prequalification
JSSS	JICA Standard Safety Specifications
Form ACK	Form for Acknowledgement of Compliance with Guidelines for Procurement under Japanese ODA Loans
STEP	Special Terms for Economic Partnership

**Bidding Documents
(without PQ)**

Job No.()

**PRIMARY CHECK
on
Bidding Documents**

Country

Loan Agreement No.

Project Name

Procurement Lot (No. and Description)

Guidelines

Tying Status (General Untied / STEP)

Procurement Method (ICB / LCB etc.)

JICA Standard/Sample Document used for review

Preamble (if any)

PART 1 :

Notes

- [Note 1] Definition of "Importance Level"
- [Note 2] Glossary of Abbreviation
- [Note 3] Wording of primary checker's comment

PART 2 :

Analysis on Compliance with the Guidelines

This part states "Observations" (i.e. issues in the procurement documents) and "Recommendations" (i.e. proposed revision) in the light of the Guidelines.

PART 3 :

Analysis on Evaluation Criteria

This part states "Observations" (i.e. issues in the procurement documents) and "Recommendations" (i.e. proposed revision) on Evaluation Criteria.

PART 1

[NOTE 1] Definition of “Importance Level”

- III :** (Clauses/provisions/evaluation results proposed by the Borrower are)
- II :** (ditto) Undesirable to accept in light of the philosophy or contents of the
- I :** (ditto) Undesirable to accept in light of the philosophy or contents of the
- E :** Observation on minor errors such as misspelling, grammatical errors,

[NOTE 2] Glossary of “Abbreviation”

IFB	Invitation for Bids
ITB	Instructions to Bidders
BDS	Bid Data Sheet
EQC	Evaluation and Qualification Criteria
BF	Section IV: Bidding Forms
LOTB	Letter of Technical Bid
LOPB	Letter of Price Bid
Section V	Section V: Eligible Source Countries of Japanese
GC	General Conditions
CD	Contract Data
SP	Specific Provisions
CF	Section IX: Contract Forms
CA	Contract Agreement
LOA	Letter of Acceptance
DB	Dispute Board
DBA	Dispute Board Agreement
SBD	Standard Bidding Document under Japanese ODA
Guidelines	Guidelines for Procurement under Japanese ODA

[NOTE 3] Wording of Primary Checker's Comments

Primary checker's comments are always expressed as "recommended" regardless of the significance of the matter.
If JICA office intends to share the primary checker's comments to EA, the wording may need to be changed depending on the content.

e.g.

"It is recommended" → "It should be"

PART 2

Analysis on Compliance with the Guidelines

Job No.()

Bid Documents

Guidelines	Relevant Clauses in Bid Documents	Compliance / Appropriateness		Observations	Primary Checker's Recommendations (*) * If JICA office intends to share the Primary Checker's comment to EA, the wording "recommended" may need to be changed depending on the content.	Importance Level (Primary Checker)	Comments from LPPSD	Importance Level (LPPSD)	Ref. No.	Document Page Ref. No.
		YES	NO							
= General =										
1.04 Eligibility										
Description on Eligible Source Countries / Eligible Bidders										
Descriptions on Requirements for Joint Ventures										
1.06 Corrupt or Fraudulent Practices										
Acknowledgment of Compliance										
JICA Ineligibility										
Requirement of Cross Debarment										
1.07 Conflict of Interest										
Conflict between Consulting Activities and Procurement of Goods or non-Consulting Services										
Relationship with Borrower's Staff										
"One Bid Per Bidder" Principle										
Others										
1.08 Language										

Guidelines	Relevant Clauses in Bid Documents	Compliance / Appropriateness		Observations	Primary Checker's Recommendations (*) * If JICA office intends to share the Primary Checker's comment to EA, the wording "recommended" may need to be changed depending on the content.	Importance Level (Primary Checker)	Comments from LPPSD	Importance Level (LPPSD)	Ref. No.	Document Page Ref. No.
		YES	NO							
= International Competitive Bidding (ICB) =										
Bid Documents										
4.01	General									
	(1)General									
	(2)Use of Standard Documents									
	(2)Fee Charged for Bid Document									
	Bid Validity									
4.02	Reference to JICA									
4.03	Bid Bonds or Securities									
4.04	Conditions of Contract									
	Conditions of Contract									
	(1) Engineer's Duties and Authority									
	(3) Safety									
	Employer's Financial Arrangements									
4.05	Clarity of Bid Documents									
4.06	Standards									
4.07	Use of Brand Names									
4.08	Expenditures under Contracts									
4.09	Currency of Bids									
4.10	Currency Conversion for Bid Comparison									
4.11	Currency of Payment									
4.12	Price Adjustment Clauses									
4.13	Advance Payment									
4.14	Performance Securities, Performance Bonds and Retention Money									
4.15	Insurance									

Guidelines	Relevant Clauses in Bid Documents	Compliance / Appropriateness		Observations	Primary Checker's Recommendations (*) * If JICA office intends to share the Primary Checker's comment to EA, the wording "recommended" may need to be changed depending on the content.	Importance Level (Primary Checker)	Comments from LPPSD	Importance Level (LPPSD)	Ref. No.	Document Page Ref. No.
		YES	NO							
4.16	Liquidity Damage and Bonus Clauses									
4.17	Force Majeure									
4.18	Settlement of Disputes									
	Establishment of Dispute Board (DB)									
	Arbitration									
4.19	Applicable Laws									
Opening of Bids, Evaluation and Award of Contract										
5.01	Time Interval between Invitation and Submission of Bids									
5.02	Procedures relating to Opening of Bids									
5.03	Descriptions on Clarification or Alteration of Bids									
5.04	Descriptions on Process to be Confidential									
5.05	Preliminary Examination of Bids									
5.06	Evaluation and Comparison of Bids									
	(1) Lowest Evaluated Bid among the Bids which Conform to the Technical Specifications and are Responsive to the Bid Documents									
	(2)(a) Provision for Adjustment of a Bid Price to Correct Any Errors in Computation									
	(2)(b) Relevant Factors (other than price) to be Considered in Bid Evaluation									
	Manner in which Relevant Factors (other than price) will be Applied									
	(3)(a) Price Basis (Incoterms) for Comparison on Imported Goods, Domestic Goods, and Delivery and Installation Costs									
	(3)(b)(c), (4) Inclusion or Exclusion of Duties, Taxes and Other Levies for Price Comparison									
	(5) Automatic Disqualification in Comparison to Predetermined Bid Value									
5.07	Postqualification of Bidders									

Guidelines	Relevant Clauses in Bid Documents	Compliance / Appropriateness		Observations	Primary Checker's Recommendations (*) * If JICA office intends to share the Primary Checker's comment to EA, the wording "recommended" may need to be changed depending on the content.	Importance Level (Primary Checker)	Comments from LPPSD	Importance Level (LPPSD)	Ref. No.	Document Page Ref. No.
		YES	NO							
5.09	Award of Contract									
5.10	Rejection of Bids									
5.11	Notification to Unsuccessful Bidders and Debriefing									
5.12	Information to be Made Public									
PART 3		Analysis on Evaluation Criteria								
Criteria on Technical Evaluation										
	(a) Responsiveness to Technical Proposal with Requirements									
	(b) Personnel									
	(c) Construction Equipment									
	(d) Other Evaluation Criteria									
	(e) if any									
Criteria on Qualification										
	Eligibility									
	(a) Nationality									
	(b) Conflict of Interest									
	(c) JICA Ineligibility									
	Historical Contract Non-Performance and Litigation									

Guidelines	Relevant Clauses in Bid Documents	Compliance / Appropriateness		Observations	Primary Checker's Recommendations (*) * If JICA office intends to share the Primary Checker's comment to EA, the wording "recommended" may need to be changed depending on the content.	Importance Level (Primary Checker)	Comments from LPPSD	Importance Level (LPPSD)	Ref. No.	Document Page Ref. No.
		YES	NO							
(a) History of Non-Performing Contracts										
(b) Pending Litigation										
(c) Litigation History										
Financial Situation and Capabilities										
(a) Financial Performance										
(b) Average Annual Turnover										
(c) Financial Capabilities										
Experience										
(a) General Experience										
(b) Specific Experience										
Criteria on Price Evaluation										
(a) Excluding Provisional Sums						-			-	-
(b) Correction of Errors						-			-	-
(c) Applying Discounts						-			-	-
(d) Additional Evaluation Factors						-			-	-
(e) Price Adjustments due to Quantifiable Nonmaterial						-			-	-
(f) Conversion to Single Currency						-			-	-
Others										
(a) Alternative Bids										
(b) Ranking of Bids										
(c) Inclusion of Declaration Form of the eligibility under STEP (only applied for STEP projects)										

**Primary Check
On
Request for Review of Bid Evaluation Results**

Country: _____ Loan Agreement No.: _____
Project Name: _____
Procurement Lot No. and Description: _____

Preamble

The Guidelines applicable to this Project are those published in _____.

Attachment-1: List of Bidders and their Evaluation Results

Attachment-2: Description and Analysis on Bid Evaluation

Attachment-3: Observations on Bid Evaluation

[NOTE] Wording of primary checker's comments

Primary checker's comments are always expressed as "recommended" regardless of the significance of the matter.

If JICA office intends to share the primary checker's comment to EA, the wording may need to be changed depending on the content.

e.g.

“It is recommended” → ”It should be”

**Primary Check on the Request for Review of Bid Evaluation Results
ATTACHMENT 1: List of Bidders and their Evaluation Results**

Country: _____ Loan Agreement No.: _____

Project Name: _____

Procurement Lot No. and Description: _____

1. List of Responsive Bids

Rank	Name of Bidders	Country	Evaluated Price		Bid Price	Notes
			as evaluated	in JPY		
Award						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

2. List of Disqualified/Non-Responsive Bids

Name of Bidders	Country	Bid Price	Reasons for Disqualification	Notes

**Primary Check on the Request for Review of Bid Evaluation Results
ATTACHMENT 2: Description and Analysis on Bid Evaluation**

Country: _____ Loan Agreement No.: _____
 Project Name: _____
 Procurement Lot No. and Description: _____

I. Evaluation Organization

The members of the Bid evaluation committee are as follows:

	Name	Title/Organization	Position in the Committee
1			
2			
3			

II. Evaluation Procedures

Stage	Evaluation Procedures	Description/Criteria
1	e.g. Tender Opening	
2	e.g. Preliminary Examination	
3	e.g. Technical Evaluation	
4	e.g. Price Evaluation	
5	(if any)	
6	(if any)	

III. Evaluation Results

(1) Stage-1: Preliminary Examination

		Name of Bidders	Name of Bidders	Name of Bidders
1	Letter of Technical Bid			
2	Bid Security			
3	Power of Attorney			
4	Joint Venture Agreement or Letter of Inten			
5	Documentary evidence establishing the Bidder's eligibility and			

	qualifications			
6	Technical Proposal			
7	Acknowledgement of Compliance with the Procurement Guidelines			
8	Bid Validity			
	Results (P = Pass; F = Fail)			

(2) Stage-2: Qualification Evaluation

Name of Bidders	Evaluation Results

(3) Stage-3: Technical Evaluation

Name of Bidders	Evaluation Results

(4) Stage-4: Price Evaluation

Record of Opening of Price Bids (as Read Out)

Bidder Identification		Read-out Bid Price(s)		Withdrawal/ Substitution/ Modifications	Discounts/Alternative Price Bid if any	Total Amount (JPY)
Name of Bidder	Country	Currency(ies)	Amount(s)			

		Name of Bidder	Name of Bidder	Name of Bidder
Read-out Price(s)		(a)		
Bid Price excluding Specific Provisional Sums and Contingency Allowance		(b)		
Arithmetic Errors		(c)		
Corrected Bid Price(s)		d= (b)+(c)		
Unconditional Discounts ²	Percent	(e)		
	Amount	(f)		
Corrected/Discounted Bid Price(s)		(g) =(d)-(f)		
Adjustment for Additional Evaluation Factors ³		(h)		
Adjustment due to Quantifiable Nonmaterial Nonconformities ³		(i)		
Evaluated Bid Prices		(j)= (g)+(h)+(i)		
Evaluated Bid Prices in a single currency ⁴		(k)		
Total Evaluated Bid Price in a single currency ⁴		(l)		
Rank				

IV. Conclusion

Attachment-3 Observations on Bid Evaluation

Job No. ()

Points for Consideration	Satisfactory?			Primary Checker's Observations and Recommendations * If JICA office intends to share the Primary Checker's comment to EA, the wording "recommended" may need to be changed depending on the content.	Importance Level (Primary Checker)	Observations and Recommendations (including LPPSD Comments)	Importance Level (LPPSD)	Ref#	Document Page Ref. No.
	Yes	No	N/A						
1. General									
(a)	Transparency / Clarity of Evaluation Process								
(b)	No Major Difference in Evaluations between Consultant's and Borrower's (Executing Agency's)								
(c)	Conformity of the Evaluation Process to the Procedures Stipulated in the Bidding Documents								
(d)	Confirmation of the submission of the Acknowledgment of Compliance								
(e)	Confirmation of the submission of the Form of JSSS(if JSSS is applied)								
(f)	No Breach Factor of Cross Debarment								
(g)	No Factor of Conflict of Interest								
(h)	Inclusion of Declaration Form of the eligibility under STEP (only applied for STEP projects)								
(i)	No infringe on Cross debarment by the Multi Development Banks								
2. Preliminary Examination and Technical Evaluation									
(a)	Appropriateness of Reasons for Disqualification in light of the Stipulations in the Bidding Documents and International Standards for Bidding Practice								
(b)	No Factor Evaluated with Advantage/Disadvantage to Specific Firms without Any Justificator								
3. Price Evaluation									
(a)	Appropriateness of Price Adjustments in light of the Stipulations in the Bidding Documents								
(b)	No Preferential Margin								
(c)	Predetermined Bid Price								
4. Overall Observations on the Evaluation Results									

利用するクラウドサービスに係る要件

- (1) 「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 管理基準」に基づく「ISMAP 等クラウドサービスリスト」に登録済みか、または登録申請済みであり、登録予定時期が明確に提示できること。
登録済みの場合は登録されていることを証明できる書類を提示すること。
登録申請済みの場合は申請済みであることを証明できる書類を提示すること。
- (2) 「ISMAP 等 クラウドサービスリスト」に登録されていない場合、当該クラウドサービス事業者が ISMS (JIS Q 27001) に準拠した情報セキュリティ管理体系であること (ISMS (JIS Q 27001) 適合性評価制度に基づく認証取得済みであること) を提示できることを必須とする。なお、ISMS クラウドセキュリティ (JIS Q 27017) 適合性評価制度に基づく認証を取得している場合は、併せて提示すること。また、ISMAP 管理基準の管理策基準が求める対策と同等以上の水準を満たしている事が確認できる情報を契約までに提出し、機構担当部門の承認を得ること。満たしていない条件がある場合は、その合理的な理由を明確にし、機構が情報セキュリティ確保に係る懸念が払拭されないと判断した場合には、リスクに対応するための代替策等を契約までに提示できること。
 ISMS クラウドセキュリティ (JIS Q 27017) 認証を取得していない場合は以下の要件を満たすこと。
- (a) クラウドサービス利用者、クラウドサービス事業者及び供給者 (当該クラウドサービスが他のクラウドサービス上で稼働している場合の当該クラウドサービス事業者) 各々の情報セキュリティの役割及び責任の適切な割当て、クラウドサービス事業者が実施する情報セキュリティ管理策及び責任について文書化し、クラウドサービス利用者に通知すること。
- (b) クラウドサービス利用者の情報 (データ及び派生データ) の適切な取扱い (アクセス及び利用の制限等) に関し、従業員に意識向上のための教育及び訓練を提供し、再委託ある場合は再委託先に対しても同様に従業員に対する教育及び訓練を提供するよう要請すること。
- (c) クラウドサービス利用者の情報を明確に識別管理すること。
- (d) クラウドサービス利用者の情報 (バックアップを含む) を管理するため、次のいずれかの機能をクラウドサービス利用者に提供すること。
1. 当該利用者の管理する情報を、記録媒体に記録する (バックアップを含む) 前に暗号化し、当該利用者が暗号鍵を管理し消去する

機能

2. 当該利用者が、当該利用者の管理する情報を記録媒体に記録する（バックアップを含む）前に暗号化し、暗号鍵を管理し消去する機能を実装するために必要となる情報

- (e) クラウドサービス利用の合意の終了時における、クラウドサービス利用者の全ての情報及び関連資産の返却及び除去の取決めについて文書化し、通知すること。
- (f) クラウドサービス利用者が扱う情報及び関連資産を当該利用者が分類し、ラベル付けするためのサービス機能について文書化し、クラウドサービス利用者へ開示すること。
- (g) クラウドサービス利用者によるユーザの登録及び登録削除の機能及び仕様を提供すること。
- (h) クラウドサービス利用者によるユーザのアクセス権を管理する機能及び仕様を提供すること。
- (i) クラウドサービスの管理能力にあわせたクラウドサービス利用者の管理者認証における、特定したリスクに応じた十分に強固な認証技術を提供すること。
- (j) 秘密認証情報（認証に用いるパスワード、暗号鍵、ワンタイムパスワード、生体認証情報等）を割り当てる手順、及びユーザ認証手順を含む、クラウドサービス利用者の秘密認証情報の管理手順について、情報を提供すること。
- (k) クラウドサービスへのアクセス、クラウドサービス機能へのアクセス、及びサービスにて保持されるクラウドサービス利用者の情報へのアクセスを、クラウドサービス利用者が制限できるよう、アクセス制御機能をクラウドサービス利用者へ提供すること。
- (l) クラウドサービスがマルチテナントである場合、異なるテナントが使用する資源を適切に分離するための情報セキュリティ管理策（仮想化されたアプリケーション、オペレーティングシステム、ストレージ及びネットワークの適切な論理的分離等）を実施すること。
- (m) 仮想マシンを設定する際には、適切に要塞化し（クラウドサービスを実行するのに必要なポート、プロトコル及びサービスのみを有効とする等）、利用する各仮想マシンに適切な技術的管理策（マルウェア対策、ログ取得等）を実施すること。
- (n) クラウドサービス利用者が処理する情報を保護するために暗号技術を利用する機能をクラウドサービス利用者へ提供、又は暗号技術を利用する環境についての情報を提供すること。

- (o) クラウドサービス利用者の管理する情報の暗号化に用いる暗号鍵を当該利用者が管理する機能を提供、又は当該利用者が暗号鍵を管理する方法についての情報をクラウドサービス利用者に提供すること。
- (p) 当該クラウドサービスで用いる資源（装置、データストレージ、ファイル、メモリ等）のセキュリティを保った処分又は再利用の取り決めを、時期を失せずに行うことを確実にする仕組みを整備すること。
- (q) クラウドサービス利用者の情報セキュリティに悪影響を及ぼす可能性のあるクラウドサービスの変更に関する情報を、クラウドサービス利用者に提供すること。
- (r) 資源不足による情報セキュリティインシデントを防ぐため、全資源の容量を監視すること。
- (s) 重要な操作及び手順に関する文書を、クラウドサービス利用者に提供すること。
- (t) クラウドサービス利用者に、ログ取得機能を提供すること。
- (u) クラウドサービス利用者に、クラウドサービス事業者のシステムで利用するクロックに関する情報及びクラウドサービス利用者がクラウドサービスのクロックにローカルクロックを同期させる方法についての情報を提供すること。
- (v) クラウドサービス利用者がクラウドサービスの操作の特定の側面を監視できる機能をクラウドサービス利用者に提供すること。
- (w) 提供するクラウドサービスに影響を及ぼす可能性のある技術的ぜい弱性の管理についての情報を、クラウドサービス利用者が利用可能となるようにすること。
- (x) 物理ネットワークの情報セキュリティ方針と整合の取れた、仮想ネットワークの設定のための情報セキュリティ方針を定め、文書化すること。
- (y) 開示方針に反しない範囲で、セキュリティを保つための開発手順及び慣行についての情報をクラウドサービス利用者に提供すること。
- (z) クラウドサービス利用者と、クラウドコンピューティング環境内の潜在的なデジタル形式の証拠、又はその他の情報の要求に対応する手順を合意し、クラウドサービス利用者に提供すること。
- (aa) 知的財産権の順守に対応するためのプロセスを確立すること。
- (bb) クラウドサービスの利用に関してクラウドサービス事業者が収集し蓄積する記録の保護についての情報をクラウドサービス利用者に提供すること。
- (cc) 適用する協定、法令及び規則を順守していることをクラウドサービス

利用者が、レビューできるよう、クラウドサービス事業者が実装した暗号による管理策に関する情報をクラウドサービス利用者に提供すること。

(3) 機構の保有個人情報を取り扱う場合（契約条項によりクラウドサービス事業者が当該クラウドサービス上に保存された個人データを取り扱わない旨が明記され、適切にアクセス制御されている場合（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A 7-53 参照）を除く。）は、当該クラウドサービス事業者がプライバシーマーク（JIS Q 15001）認証取得済みであること。

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書（案）」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 社としての経験・能力等

類似業務の経験

- a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））
- b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））
- 2) 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

- 1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法
- 2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）
- 3) 業務実施スケジュール

(3) 業務従事者の経験・能力等

- 1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）
- 2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））
- 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) 技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご注意ください。）

(2) WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等（2）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合是一律1点、満点200点の場合是一律2点を配点します。

3. 要機密情報にかかる留意事項

本業務は、「要機密情報」([独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策実施細則](#)第7条第4項第4号に定める機密性2情報及び機密性3情報)を取り扱うクラウドサービス利用を含む又はその可能性があることから、競争参加者及び落札者は、利用を想定する翻訳ツール(クラウドサービス)に関して以下の書類を提出ください。

1) 利用を想定する翻訳ツール(クラウドサービス)が「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されている場合¹

- ・ 競争参加時に「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録済みであることを証明できる書類又は登録予定時期を明確に提示することができ、申請済みであることを証明できる書類のどちらかを提出ください。
- ・ 落札決定後、契約締結前の機構内手続きのため、契約締結までに通常より約2週間追加で時間が要する可能性があります。

2) 利用を想定する翻訳ツール(クラウドサービス)が「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されていない場合

- ・ 技術提案書に「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されていない旨を明示した上で、クラウドサービス事業者(CSP)がISMS(JIS Q 27001)適合性評価制度に基づく認証を取得していることが証明できる書類を提出ください。ISMSクラウドセキュリティ(JIS Q 27017)適合性評価制度に基づく認証も取得している場合は、併せて提出ください。ISMSクラウドセキュリティ(JIS Q 27017)適合性評価制度に基づく認証を取得していない場合、業務仕様書に記載の「利用するクラウドサービスに係る要件」の(2)(a)～(cc)の要件を満たす必要があります。
- ・ クラウドサービス事業者(CSP)等が機構の保有個人情報を取り扱う場合は、競争参加時に「プライバシーマーク」の認証取得が証明できる書類を提出ください。
- ・ 落札決定者は機構が提供する「ISMAP管理基準対応リスト」様式をクラウドサービス事業者(CSP)に記入してもらい、JICAに提出ください。そのため競争参加者は技術提案書作成時点でクラウドサービス事業者(CSP)に「ISMAP管理基準対応リスト提供前提確認書」の必要事項の記入を依頼し、同確認書をメールに添付しJICAに「ISMAP管理基準対応リスト」を請求ください。なお「ISMAP管理基準対応リスト」様式の提供は当該クラウドサービス事業者(CSP)がISMAPポータルサイトよりISMAP管理基準(印刷可能版及び別表1～7)を入手済みであることが前提要件となります。
- ・ クラウドサービス事業者(CSP)は「ISMAP管理基準対応リスト」を記入するに際し、原則として全管理策が適用されていることを言明する必要があります。そのためISMAP管理基準における管理策基準にて合理的な理由により非採用とする対策がある場合、落札者はクラウドサービス事業者(CSP)にその理由及びリスク低減策について可能な限り詳述してもらう必要があります。そのため技術提案書の提出時にご対応する旨の誓約書を提出ください。
- ・ 提出された「ISMAP管理基準対応リスト」について、機構が情報セキュリティ確保に係る懸念が払拭されないと判断し、代替となる他クラウドサービスを改めて選定提案等を求めた場合、ご対応をお願いします。技術提案書の提出時にご対応する旨の

¹ DeepL 翻訳有償版は ISMAP 等クラウドサービスリストに登録されていないが、当機構で既に承認実績があり、ISMAP 管理基準で定められている管理策と同等以上のセキュリティ水準にあることが確認できているため、ISMAP 登録有のクラウドサービス相当という位置づけとなる。

誓約書を提出ください。

- ・ 落札決定後、上記手続きのため、契約締結までに通常より約1か月追加で時間を要する可能性があります。

4. その他

技術提案書は可能な限り1つのPDFファイルにまとめて、提出ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）ロットB

評価項目	評価基準（視点）	配点	技術提案書作成にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		55	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	・ JICAや国際機関の監査・検査等の2年以上（連続する2年でなくても可）の経験かつ3件以上の実績がある。	25	当該業務に最も類似すると思われる実績（3件以上）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。
	・ 過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 ・ 過去10年までの類似案件を対象とし、円借款での経験に高い評価を与える。	20	
	・ 過去10年における円借款の調達関連業務（実施促進を含む）の2年以上（連続する2年でなくても可）の経験かつ3件以上の実績がある。		
(2) 資格・認証等①	【以下の資格・認証を有している場合評価する。】 ・ マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・ その他、本業務に関するとと思われる資格・認証	8	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。 【※行動計画策定・周知】 ・ 従業員が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている一方で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされています。 ・ 行動計画策定後は、都道府県労働局に届け出る必要があります。 ・ 行動計画策定企業については、行動計画を公表および従業員へ周知した日付をもって行動計画の策定とみなすため、以下に類する書類をご提出ください。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみに限ります。） 一厚生労働省のウェブサイトや自社ホームページで公表した日付が分かる画面を印刷した書類 一社内イントラネット等で従業員へ周知した日が分かる画面を印刷した書類
(2) 資格・認証等②	【以下の認証を有している、もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合、一律1点、満点200点の場合、一律2点とする。】 ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチなくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」	2	
2. 業務の実施方針等		100	業務の実施方針等に関する記述は20ページ以内としてください。 プレゼンテーション時、業務実施体制について成果品の品質が確保できる体制かどうか説明してもらい、質疑応答をつうじて不明点を明らかにし実現性を判断します。
(1) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	・ 業務内容と量に対応しうる十分な人数が確保され、且つ成果品の品質が確保できる効果的な業務実施体制が確立されている。 ・ 業務実施に必要な語学力（西語・仏語）を有する業務従事者の配置、翻訳ツールの活用、翻訳会社への再委託の順で高い評価を与える。 ・ 上記西語・仏語の語学力を有する業務従事者を配置しない場合、効果的な翻訳にかかる実施体制がとられている。	30	業務仕様書案に対する、本業務実施における基本方針及び業務実施方法を記述してください。西語・仏語を有する業務従事者を配置する場合、語学力を証明する書類を提出ください。 業務実施に必要な語学力（西語・仏語）を有する業務従事者を配置しない場合、下記の点を含めた代替案を記述ください。 ・ 調達関連書類の翻訳方法（翻訳会社への再委託もしくは翻訳ツール活用） ・ 追加に必要な作業日数の有無（有の場合、追加日数） プレゼンテーション時、上記代替案の内容および実施体制を説明してもらい、総合的に判断します。
	・ 実施要領に示す作業フローを理解し、それに沿った作業フローを具体的かつ現実的に提案している。	10	
	・ 日常的な連絡体制、問題点等に円滑/迅速/確実に対応できる体制となっている。	10	
(2) 成果品の品質管理体制	・ 内部での再鑑体制、見落とし予防のための効果的な措置がとられており、品質を管理できる体制となっている。	20	業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するか、また品質を管理する上の対策・工夫等を具体的に記述してください。
	・ JICAからの指摘事項への対応など、情報/ノウハウが組織的に蓄積、共有され、活かされる体制になっている。	15	
	・ 指摘事項やJICAとのレビュー会合での結果の蓄積体制、内部での研修/勉強会など、品質を管理・改善していく対策がとられている。	10	
(3) 守秘業務・利益相反回避義務の遵守	・ 守秘義務、利益相反回避等仕様書で定められた事項の遵守体制、方針がとられている。	5	
3. 業務主任者の経験・能力		45	業務主任者の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。
1) 類似業務の経験	・ 類似業務への従事経験が3年以上ある。類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件とは、1. (1) 類似業務の経験に記載されている各種業務とする。	10	当該業務に類似すると思われる業務経験の中から（現職含む）、業務主任者の業務内容として最も適切と考えられるものを5件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) 業務主任者としての経験・能力	・ 開発業務（JICA事業含む）において業務主任者としての従事経験がある。 ・ 過去10年までの類似案件を対象とし、円借款での経験及び経験年数に高い評価を与える。	10	プレゼンテーション時、過去の経験における左記の内容に関し説明してもらい、質疑応答をつうじて不明点を明らかにし能力を判断します。
	・ 業務主任者として、2. (1) 及び (2) に記載されている体制を管理し、成果品の品質を管理する能力を有する。	15	
3) その他学位、資格等	・ 業務実施に十分な語学力（実用英語技能検定準1級相当以上）を有している。	10	語学力を証明する書類の写しを提出してください。
合計			200

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

1) 業務の対価（単価報酬）

各調達手続き毎に応札者が定めた単価。尚、当該単価以外の費用に関しては支払いを行いません。したがって、応札者は、業務に必要なすべての費用を考慮に入れた上で各調達手続きの費用を積算する必要があります。

（2）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、業務仕様書案8.経費の確定及び支払方法を参照ください。

積算様式

【ロットB】

	調達手続き	件数見込	単価	計
本体 <英語>	① 事前資格審査(P/Q)書類	8		
	② P/Q評価結果	5		
	③ 入札書類	5		
	④ 資格審査付入札書類	34		
	⑤ 入札評価結果(技術評価)	4		
	⑥ 入札評価結果(価格評価)	40		
	⑦ 入札評価結果(一札)	2		
	⑧ 資格審査付入札評価結果(技術)	34		
	⑨ 資格審査付入札評価結果(一札)	0		
	⑩ 契約	13		
コンサル タント選 定手続き <英語>	⑪ 招聘状	17		
	⑫ コンサルタント評価結果	29		
	⑬ 随意契約の場合の技術評価	0		
	⑭ 契約	4		
本体 <西語・ 仏語>	① 事前資格審査(P/Q)書類	0		
	② P/Q評価結果	0		
	③ 入札書類	0		
	④ 資格審査付入札書類	1		
	⑤ 入札評価結果(技術評価)	2		
	⑥ 入札評価結果(価格評価)	4		
	⑦ 入札評価結果(一札)	0		
	⑧ 資格審査付入札評価結果(技術)	1		
	⑨ 資格審査付入札評価結果(一札)	0		
	⑩ 契約	6		

コンサル タント選 定手続き <西語・ 仏語>	⑪ 招聘状	4		
	⑫ コンサルタント評価結果	8		
	⑬ 随意契約の場合の技術評価	0		
	⑭ 契約	4		
小計(税抜)				
消費税 10 %				
合計(税込)				

第5 契約書（案）

業務委託契約書（単価契約）

1. 業務名称 2026年度-2027年度円借款事業に係る調達関連一次チェック外部業務委託（ロットB）
2. 契約単価 附属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
3. 履行期間 2026年7月●●日から
2028年4月30日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）について、発注者が個別に発注した際にはこれを受託のうえ、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し契約金額（本条第9項で定義する。）の範囲内でその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 附属書Ⅱ「契約単価表」（以下「契約単価表」という。）に記載の金額には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第7条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第7条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
 - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づ

- く賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 9 本契約は、本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という。また、個別契約ごとに定められる対価を「契約金額」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。
- 10 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

（業務計画書）

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

- 第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
- (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2) 発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。
 - (3) 第20条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（契約単価）

第5条 契約単価は、契約単価表に記載のとおりとする。

（発注）

第6条 発注者は、本契約に基づき業務を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる業務、履行期間その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

- 2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。
- 3 個別契約は、発注者による第1項の発注に対し、受注者による承諾の通知が発注者に到達したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知が発注者に到達しなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(監督職員)

第7条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構インフラ技術業務部調達監理課長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。

- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第8条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

- 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約単価の変更、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(本業務の内容の変更)

- 第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

- 第10条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第11条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

- 第12条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第16条に規定する経費確定（精算）報告書の提出に代えて、契約単価表で定める単価に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
- 2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
 - 3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 13 条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果品等の取扱い)

第 14 条 受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第 12 条第 3 項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第 3 項の規定を準用する。

3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

6 前項の規定は、第 13 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合についても、これを準用する。

(成果品等の契約不適合)

第 15 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は

一部を解除することができる。

- 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又は前条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

- 第16条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 受注者は、第12条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約単価表のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 本業務の対価(報酬)
定められた単価及び実績による。

(支払)

- 第17条 受注者は、第12条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に四半期毎に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書が発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第18条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、遅滞に係る個別契約の契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履

行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第 19 条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（発注者の解除権）

第 20 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- （1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- （2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （3）受注者が第 22 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- （4）第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- （5）受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- （6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- （7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- （8）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
 - リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

- 第21条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば收受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における收受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

(受注者の解除権)

第 22 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 23 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等(仕掛中のものを含む。)があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。

2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額(ただし、既払金を控除する。)を受注者に支払うものとする。

(調査・措置)

第 24 条 受注者が、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 25 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第 16 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 20 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
 - 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯し

て支払う義務を負う。

7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

(賠償金等)

第 26 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

(秘密の保持)

第 27 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

(1) 開示を受けた時に既に公知であったもの

(2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの

(3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの

(4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの

(5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの

(6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの

(7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情

報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 28 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（1）当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。

（2）本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。

イ 当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項

ロ 当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

ハ 契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

ニ 本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項

ホ 前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項

ヘ イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要と判断した措置に関する事項

（3）前号の書面に記載された事項を遵守すること。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。

3 業務内容の一部を再委託する場合には、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。

4 前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

5 受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

6 第 1 項第 1 号及び第 2 項ないし第 4 項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第 29 条 受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得ること。

イ 情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容

ロ 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制

ハ 本業務に係る業務従事者及び作業場所

ニ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法

ホ 情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度

ヘ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法

ト イからへまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と発注者が判断した事項

- (3) 情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。
- (4) 第 2 号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

2 発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第 4 号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。

3 業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号定める義務を履行させ、かつ第 2 項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第 4 条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

(安全対策)

第 30 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 31 条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(安全対策措置等)

第 32 条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 30 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
 - ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）
 - (2) 業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
 - (3) 渡航前及び渡航中において、業務従事者に対し「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。
 - (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修の受講を業務従事者等に徹底する。
 - (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改定の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改定後の同措置の遵守を徹底する。
 - (6) 業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第2条第1号（昭和47年法律第57号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- 2 前項の第2号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。
 - 3 第30条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第33条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第34条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第35条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第36条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第37条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2026年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 ○○ ○○

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

1. 業務の背景
2. 業務実施上の留意点・条件
3. 業務の内容
4. 成果品・業務実施報告書・業務提出物

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第7条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第8条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者（以下、「契約推進第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第25条第1項の各号の要件ⁱを満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 単価変更を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 支払計画の変更
 - ・ 再委託先の決定・変更
- (3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。履行期間を延長する場合は、必ず現行契約の履行期間内に変更契約書を締結すること。

 - ・ 業務内容の変更（追加業務等の単価変更も含む）
 - ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容

にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

ⁱ以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
 - (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。
- 2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

[附属書Ⅱ]

契約単価表

個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策

1 個人情報及び特定個人情報の取り扱いに際し講ずべき安全管理措置

本業務を実施するにあたって、次に示す安全管理措置を実施する¹。なお、個人情報及び特定個人情報は以下総称し「個人情報」と記載する。

大項目	No.	小項目
1. 個人情報の取扱いに係る規律の整備	1	個人情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。
2. 物理的安全管理措置	2	個人情報を取り扱う区域を管理し、入退室管理を行う。
	3	個人情報を取り扱うサーバー等の機器を管理している場合は、侵入対策、災害等に備えた予備電源の確保・防水対策等を行う。
	4	記録機能を有する機器・媒体の接続制限を行うとともに、端末を限定する。 (例) ・使用を想定しないUSBポートの無効化、委託事業以外での使用制限等の対策を行う。
	5	個人情報を取り扱う機器及び電子媒体等の盗難等を防止するための措置を講じる。また、持ち出しは責任者の許可制とする。
	6	(電子媒体等を持ち運ぶ場合)持ち運ぶ際に個人情報が漏えいしないための措置を講じる。 (例) ・個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
7	本業務の完了後、速やかに個人情報の利用を中止し、個人情報を含む媒体等を発注者に返却、又は、個人情報を復元できないよう消去若しくは適切に媒体等を破壊した上で廃棄する。	
3. 技術的安全管理措置 *情報機器 (PC	8	個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う業務従事者(受託者が個人の場合はその本人(以下同様))を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。

¹ 個人情報保護委員会より公開されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」10(別添)講ずべき安全管理措置の内容における「中小規模事業者における手法の例示」(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a10)、及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターより公開されている「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」(<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider6.pdf#page=160>) p.151-156を参照のこと。

<p>やスマートフォン等)、及び情報システムを使用して個人情報を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等をする場合を含む）に講じる措置</p>	9	<p>個人情報を取り扱う情報システムを使用する業務従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで認証する（ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等）。また、管理者権限は最小限の人数に絞る。</p>
	10	<p>外部からの不正アクセス等を防止するための措置（セキュリティ対策）を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。 ・個人情報を取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。
	11	<p>個人情報を取り扱うサーバー等の機器を管理している場合は、アクセスログ等を定期的に確認、またはアクセス状況を監視し、一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示されるなどの機能の設定、定期確認などを行う。アクセスログについては、その記録の改ざん・不正な消去の防止等を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログの取得対象は継続的に見直しを実施する。 ・ログの取得プロセスの障害監視を行う。
	12	<p>（該当ある場合）業務上、情報システムで個人情報を取り扱う場合は、入力情報の照合（入力原票や既存の情報等との照合）を行う。</p>
	13	<p>（該当ある場合）業務上、個人情報を取り扱う情報システムの設計・開発・運用保守を伴う場合は、当該情報システムの設計書、構成図等の文書が外部に知られないような対策をする。</p>
	14	<p>取り扱う個人情報のバックアップを作成し、外部からの不正アクセス等を防止するための措置（セキュリティ対策）を講じる。</p>
	15	<p>情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するための措置を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。

2 情報セキュリティ対策

本業務を実施するにあたって、次に示す情報セキュリティ対策を実施する²。

大項目	No.	小項目
Part1.技術的対策	1	業務で使用する機器の OS やソフトウェアは常に最新の状態とする。
	2	業務で使用する機器にはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（セキュリティソフトがマルウェアを検出するための定義情報が入ったファイル）が自動更新されるよう設定する。
	3	業務で使用する機器、サービス及びシステムにログインする際のパスワードは、強固なパスワードを設定する。 (例) ・ 10 桁以上で「できるだけ長く」、大文字、小文字、数字、記号含めて「複雑に」し、複数のサービス間で使いまわさない。 ・ 可能な場合は多段階認証や多要素認証を利用する。 ・ 初期パスワードの変更など主体認証情報に関する対策を行う。
	4	情報へのアクセス（データ保管などのウェブサービス及びサービス上での共有設定等）を業務上必要な者のみがアクセスできるよう設定する。 (例) ・ 主体認証やその属性ごとにアクセス制御を行い、管理者権限を持つ場合には必要最低限の権限と利用に制限した上で、ログを取得する。 ・ システム利用者及び使用機器を一意で特定できるようにする。
	5	セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価を実施する。 (例) ・ 情報システムの変更に係る検知機能やログ解析機能を実装

² 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）より公開されている「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html>）、及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターより公開されている「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」（<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider6.pdf#page=160>） p.151-156 を参照のこと。

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部ネットワークへの接続を伴う非ローカルの運用管理セッションの確立時に多要素主体認証を要求する。 ・定期的及び重大な脆弱性の公表時に脆弱性スキャンを実施し、適時な脆弱性対策を行う。
	6	<p>取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護を行う。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な検索等によりシステムの欠陥を適時に検出し是正する。 ・悪意あるコードに対する保護措置を講じる。 ・脆弱性に係る注意喚起の監視と対処を行う。 ・安全性の高いアルゴリズム及び鍵長による暗号化及び電子署名機能を実装し、暗号鍵を適切に管理する。
	7	<p>セキュリティ対策の検証・評価・見直しを行う。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの欠陥の是正及び脆弱性対策について、対策計画を策定し実施する。 ・システムの欠陥の是正及び脆弱性対策等のセキュリティ対策が有効に機能していることの継続的な監視と確認を行う。
	8	脅威や攻撃の手口を知り、対策に活かす。
Part2.業務従事者としての対策	9	不審な電子メールの添付ファイルや URL を安易に開かない。
	10	電子メールの送信先を確認し、送信ミスを防ぐ。
	11	秘密情報 ³ を送信する際には、メール本文ではなく添付ファイルに記述しパスワードで保護する。パスワードは予め決めておくか、携帯電話の SMS (ショートメッセージサービス) 等の別手段で通知する。

³ 秘密情報とは、受託者が、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受託者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受託者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず、受託者が独自に開発したことを証明するもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

	12	業務で無線 LAN を利用する場合は、安全に利用するために無線 LAN のセキュリティ設定をする。 (例) ・ 強固な暗号化方式 (WPA2、WPA3) を選択する。 ・ Wi-Fi ルーター設定のための管理用パスワードを強固で推測されにくいものにする。 ・ 無線 LAN へのアクセス主体の認証等の対策を行う。
	13	業務でのインターネット利用する際の注意、制限をルール化し遵守する。
	14	秘密情報のバックアップを定期的に行う。
	15	秘密情報は机の上等に放置せず、不要時は鍵付き書庫に保管する。
	16	秘密情報の持ち出し時は、PC、スマートフォンなどはパスワードロックをかける等、盗難や紛失の対策を実施する。 (例) ・ テレワークを実施する場合、情報セキュリティ対策 ⁴ を行う。
	17	離席時・退社時に他人が PC を使えない状態にする (スクリーンロックやシャットダウンをする等)。
	18	執務室への関係者以外の立ち入りを禁止する。
	19	機器・備品の盗難防止対策を行う。
	20	作業場所の施錠忘れ対策を行う (最終退出者は、施錠し退出の記録を残す等)。
	21	秘密情報の記録された媒体を破棄する際には、復元できないように消去し、書面で発注者に報告する。
Part3.組織的対策	22	業務従事者 (受託者が個人の場合はその本人 (以下同様)) に守秘義務を徹底する。 (例) ・ 委託業務に伴う情報を取り扱う従業員等の資格条件を明確化する。 ・ 従業員等の異動・退職等の際に情報を保護すること等を求める。
	23	業務従事者にセキュリティに関する教育や注意喚起を行う。
	24	個人所有の情報機器の業務利用は行わない。やむを得ず利用す

⁴ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) より公開されている「テレワークを行う際のセキュリティ上の注意事項」参照のこと。 (<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/telework.html>)

	る場合は、セキュリティ対策を徹底する。
25	再委託先等との契約において秘密保持や情報セキュリティ対応方針に関する文書を取り交わし、対策状況を確認する。
26	クラウドサービス等の外部サービスを利用する場合には、安全性・信頼性を把握し選定する。
27	生成 AI を利用する場合には、安全性・信頼性を把握し選定する。
28	セキュリティインシデントの発生に備えて緊急時の体制整備や対応手順を作成する。 (例) ・ 識別・防御・検知・対応・復旧を例とした、準備から事後処理に至る全般的なインシデント対処プロセスを確立する。 ・ 報告フロー等の概要について、説明ができるようにする。
29	情報セキュリティ対策に関するルールを明文化し、組織内に周知する ⁵ 。

以上

⁵ 受託者が個人の場合は、自らの情報セキュリティに関する行動指針を明確にし、日常的に意識・実践する。

個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報

1 個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する管理体制・作業場所

(1) 管理体制¹：

- 本業務における個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する管理体制は、次に示すものとする。

	氏名 ²	連絡先 (Tel)
情報セキュリティ責任者		
個人情報保護管理者		
品質保証管理者		

- * 情報セキュリティ責任者：情報セキュリティ対策などの決定権限を有するとともに、全責任を負う。
- * 個人情報保護管理者：個人情報の取扱いについて関連法令を遵守する責任を負う。
- * 品質保証管理者：提供する製品・サービスの品質において全責任を負う（情報システムに関する内容を含む契約のみ記入が必要）。

- 個人情報の漏えいを含む情報セキュリティインシデントが発生した場合の窓口は、次に示すものとする。事案が発生又はそのおそれがある場合は速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。

氏名	連絡先 (Tel)

(2) 業務作業場所³： _____

2 個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する履行状況の確認（定期的報告）

個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策の履行状況について確認を行う⁴。

¹ 管理体制は体制図等を別紙で提出することでも可とする。また、要員に交代がある時には、再度管理体制について提出する。

² 受託者が個人の場合は、すべてその本人の名前を記載することでよい。

³ 記載例：国際協力機構の麹町本部、受託者の執務室等 ※可能な限り具体的に記載

⁴ 再委託先がある場合は、受託者が再委託先に対して、再委託先の個人情報の取り扱いに際し講ずべき安全管理措置の履行状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について確認を行い、発注者に報告する。

(1) 履行状況の確認方法： 会議体による報告（議事録を残すものに限る）
 書面による報告
 その他 _____

(2) 履行状況の確認頻度： ___ヶ月に1回 1年に1回
 その他 _____

以上